

札幌市身体障害者福祉センター使用承認等取扱要領

平成 19 年 6 月 8 日
保健福祉局長決裁

最近改正 平成 28 年 6 月 21 日

(目的)

第 1 条 この要領は、札幌市老人・身体障害者福祉施設条例（昭和 40 年条例第 30 号。以下「条例」という。）及び札幌市老人・身体障害者福祉施設条例施行規則（昭和 40 年規則第 53 号。以下「規則」という。）の規定に基づき、札幌市身体障害者福祉センター（以下「センター」という。）に係る使用の手続等について必要な事項を定めるものとする。

(使用可能な施設)

第 2 条 センターの施設のうち、条例第 3 条第 1 項の承認をすることができる施設は別表 1 のとおりとする。

2 別表 1 に掲げる施設（以下「会議室等」という。）のうち、次に掲げる施設は、団体使用がないときに限り、規則第 7 条第 1 号の手続を経て同号の個人使用を承認するものとする。

- (1) 体育館（スポーツ、レクリエーション活動のみ）
- (2) 卓球室（卓球、レクリエーション活動のみ）
- (3) 音楽室、第 1 会議室、第 2 会議室、第 3 会議室

(団体の登録)

第 3 条 会議室等について、規則第 7 条第 2 号の手続を経て同号の団体使用の承認（以下「使用承認」という。）を受けようとする団体（以下「承認申請団体」という。）は、あらかじめ札幌市身体障害者福祉センター使用団体登録届出書（様式 1）を提出し、登録するものとする。

(使用の承認等)

第 4 条 承認申請団体とは、別表 2 に掲げる要件を満たす団体とする。

2 条例第 2 条の 3 ただし書きに該当する使用者は、別表 3 のとおりとし、別表 2 の団体の使用に支障がない場合に限り、第 3 条の手続きを経てこれを承認する。

3 使用の承認後、規則第 10 条の規定による届出は、催物プログラム届出（申請）書（様式 2）により行うものとする。

(受付期間等)

第 5 条 団体使用（次項の使用を除く。）に係る規則第 7 条第 2 号に規定する札幌市身体障害者福祉センター使用承認申請書の受付期間は、承認申請団体の種類ごとに別表 2 及び別表 3 に掲げる日から使用日までの間とする。ただし、受付開始日とされる日がセンターの休館日に当たるときは、当該休館日の直前の開館日を受付開始日とする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるものに係るセンターの使用の受付期間は、使用日の属する年度の前年度において指定管理者が定める日から使用日までの間とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、各号に掲げるもの以外のものについても同様の受付期間とすることができる。

- (1) 本市の身体障がい福祉関係事業（委託事業を含む。）

- (2) 指定管理者が指定管理業務として行う講座及び教室
- (3) スポーツ大会や文化祭等、多数の参加者が見込まれ、日程的に相当な準備期間を要する大規模事業
- (4) 別表 2 第 1 号に掲げる団体の総会

3 個人の使用は、規則第 7 条第 1 号に規定する手続きを経て、使用日の当日に申出を受付け、承認するものとする。

(使用の不承認)

第 6 条 条例第 6 条に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するものは、会議室等の使用を承認しないものとする。

- (1) 飲食を主とする事業のため使用しようとするとき
- (2) 冠婚葬祭のため使用しようとするとき
- (3) 宗教的活動のため使用しようとするとき
- (4) 政治的活動のため使用しようとするとき
- (5) 営利活動及び営利活動に伴う宣伝等のため使用しようとするとき
- (6) 音、におい、振動等により他の使用に支障をきたすような活動を行うとき
- (7) その他センターの設置目的に照らし著しく不適當な使用をするもの

(販売行為等の承認)

第 7 条 規則第 1 2 条の市長が特に認めるときは、次に掲げる場合とする。

- (1) 体育競技大会、音楽会等のプログラム、研修会等のテキスト、料理工芸等の実習等で使用する材料等を実費で頒布する場合
- (2) 行政の指導による啓発活動に伴う販売行為等である場合
- (3) 身体障がい者団体等が、その収益金を身体障がい者の福祉増進活動に使用する目的で行うバザー又はチャリティー事業で、市長が公益上必要と認めたものを実施する場合
- (4) その他市長が特に必要があると認めた場合

2 会議室等の使用に付随して規則第 1 2 条の規定に基づき販売行為等に係る市長の承認を求める場合は、催物プログラム届出（申請）書（様式 2）により申請を行うこと。

(特別設備等の承認)

第 8 条 規則第 9 条の規定により市長の承認が必要な場合は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ガスなどの火気を使用する器具を持込む場合
- (2) 使用承認をした場所以外で立看板、横断幕等を使用する場合
- (3) その他、センターの施設に支障をきたすおそれがある設備を設け、又は物件を設ける場合

(その他の必要事項)

第 9 条 この要領の施行に関し必要な事項は、指定管理者と協議のうえ定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。